



**説明項目**

- ① 事業の目的・事業計画
- ② 講義のねらい
- ③ 到達目標
- ④ 使用テキスト
- ⑤ 講義前後に学校において実施すべき事項
- ⑥ 講義に当たってアドバイザーが意識していること



**① 事業の目的・事業計画**

- 性暴力根絶条例について

平成31年2月 制定

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例  
(平成31年福岡県条例第19号)

制定の背景

本県の犯罪被害発生率(人口10万人当たり認知件数)は平成30年まで9年連続ワースト2位

**① 事業の目的・事業計画**

- 性暴力根絶条例に基づく具体的施策の体系

福岡県性暴力根絶条例		
(福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るために策定された条例(平成31年福岡県条例第19号))		
I 性暴力根絶に向けた教育・啓発活動	II 性暴力被害者支援	III 性暴力加害者対策
性暴力の対策 アドバイザーの要成 ブランカート 性暴力の承認 性暴力根絶に向けた県民への啓発活動の推進	性暴力被害者支援センター ふくおかの愛妻 性暴力公報掲示の拡大 性暴力被害者支援センター ふくおかの愛妻化	性暴力被害者支援センター ふくおかの愛妻 性暴力公報掲示の拡大 性暴力被害者支援センター ふくおかの愛妻化

(ナレーション)

クロ

この動画では、福岡県が実施している「性暴力対策アドバイザー派遣事業」について説明します。

「性暴力対策アドバイザー派遣事業」の「事業の目的・事業計画」、「講義のねらい」、「到達目標」、「使用テキスト」、「講義前後に学校において実施すべき事項」、「講義に当たってアドバイザーが意識していること」について説明します。

はじめに、

「性暴力対策アドバイザー派遣事業の目的・事業計画」について説明します。

この事業は「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」に基づいています。福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例いわゆる「性暴力根絶条例」は、平成31年2月に制定されました。福岡県は、性犯罪被害発生率(人口10万人当たりの認知件数)が、平成30年まで、9年連続ワースト2位となるなど、性犯罪の根絶に向けた取組が喫緊の課題となっていたことが制定の背景にあげられます。

性暴力根絶条例に基づく具体的施策の柱は3つあります。

1つめの柱が、「性暴力根絶に向けた教育・啓発活動」、2つめの柱が、「性暴力被害者支援」、3つめの柱が、「性暴力加害者対策」です。

性暴力対策アドバイザー派遣事業は1つめの柱の「性暴力根絶に向けた教育・啓発活動」に位置付けられます。

#### ① 事業の目的・事業計画

「福岡県における性暴力を根絶し、  
性被害から県民等を守るための条例  
(平成31年福岡県条例第19号)」第11条(抜粋)



#### ① 事業の目的・事業計画

##### ● 第11条第1項

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、  
被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、  
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、  
中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び  
特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、  
発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の  
支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。



#### ① 事業の目的・事業計画

##### ● 第11条第2項

前項の教育は、性差別等人権に関する教育、  
体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育  
並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、  
それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で  
県が派遣するものによって行う。



#### ① 事業の目的・事業計画

##### ● 事業の目的

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない  
社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を  
共有する社会の実現に寄与すること。



#### ① 事業の目的・事業計画

##### ● 事業計画

各校種(小学校高学年、中学生、高校生)において在学中に最低1回  
(中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ)は各児童生徒が受講できるよう、  
小学校高学年(5、6年生)は2年、中学生以上は3年サイクル  
(定期制及び単位制含む、特別支援学校は別途検討)でアドバイザーを派遣する。

各校種	各校3年次	令和4年度	令和5年春	令和6年春
高学年	児童生徒全員	全員実施	全員実施	全員実施
中学生	児童生徒全員	全員実施	全員実施	全員実施
小学校高学年	児童生徒全員	全員実施	全員実施	全員実施
中等教育学校、中学生、 特別支援学校等	児童生徒全員	全員実施	全員実施	全員実施
小学校低学年	児童生徒全員	全員実施	全員実施	全員実施



(ナレーション)

クロ

続いて、  
性暴力対策アドバイザー派遣事業の根拠となる  
性暴力根絶条例の第11条について説明します。

第11条第1項です。

「性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、  
被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、  
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、  
中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び  
特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、  
発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の  
支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。」と  
されています。

第11条第2項です。

「前項の教育は、性差別等人権に関する教育、  
体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育  
並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、  
それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で  
県が派遣するものによって行う。」  
以上に基づき、性暴力対策アドバイザー派遣事業が実施されています。

続いて、事業の目的について説明します。

「性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない  
社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を  
共有する社会の実現に寄与すること。」を目的としています。

事業計画について説明します。

全校実施となっている各校種(小学校高学年、中学生、高校生)において  
在学中に最低1回は各児童生徒が受講できるよう、  
小学校高学年(5、6年生)は2年、中学生以上は3年サイクルで  
アドバイザーを派遣する計画となっています。

## 2

### 講義のねらい



#### ❶ 講義のねらい

- 性に関する事を含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。
- 性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。
- 被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。



(ナレーション)

クロ

続いて、  
「講義のねらい」について説明します。

講義のねらいは大きく3つです。

性に関する事を含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、  
具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、  
暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。

被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう  
基本的な配慮をしようとする。

## 3

### 到達目標



#### ❷ 到達目標

#### 【小学校高学年】

—— テーマ ——

境界線について知る。



まず、小学校高学年です。

小学校高学年のテーマは、「境界線について知る」で、

#### ❸ 到達目標

- ❶ 「境界線」を知る。
- ❷ コミュニケーションスキルとして「いや」と言えるようになる。
- ❸ 信頼できる大人に相談する権利があることを知る。

❶ 「境界線」を知る。

❷ コミュニケーションスキルとして「いや」と言えるようになる。

❸ 信頼できる大人に相談する権利があることを知る。  
を、到達目標としています。

① 到達目標

【 中学校 】

—— テーマ ——

性暴力は権利の侵害であることを知る。



① 到達目標

① 性暴力の背景を知る。

- ・「女らしさ」「男らしさ」がどのように押し付けられているかを探る。
- ・対等な関係について考える。
- ・「境界線」をこえるときの確認(同意)を知る。

② 性暴力の事例を知る。

③ 信頼できる大人(先生、保護者、相談機関等)や友達に相談することの大切さや、相談先(学校内の相談体制や外部の相談機関)を知る。

(ナレーション)

クロ

続いて、中学校です。

中学校のテーマは、「性暴力は権利の侵害であることを知る」で、

①性暴力の背景を知る。

- ・「女らしさ」「男らしさ」がどのように押し付けられているかを探る。
- ・対等な関係について考える。
- ・「境界線」をこえるときの確認(同意)を知る。

②性暴力の事例を知る。

③信頼できる大人(先生、保護者、相談機関等)や友達に相談することの大切さや、相談先(学校内の相談体制や外部の相談機関)を知る。

を、到達目標としています。

① 到達目標

【 高等学校 】

—— テーマ ——

性暴力の実態と社会の取り組みを知る。



続いて、高等学校です。

高等学校のテーマは、「性暴力の実態と社会の取り組みを知る」で、

① 到達目標

① 性暴力は身近で発生していることを知る。

② 被害の影響を知る。

③ 二次被害を生まないためのまわりの行いを知る。

④ 性暴力についての社会の取組とその役割を知る。

①性暴力は身近で発生していることを知る。

②被害の影響を知る。

③二次被害を生まないためのまわりの行いを知る。

④性暴力についての社会の取組とその役割を知る。

を、到達目標としています。

4

使用テキスト

実際に授業で使用しているテキストを一部抜粋して説明します。

小学校高学年、中学校、高等学校の各校種別のキースライドと、全校種で共通しているキースライドの計4枚について御紹介します。



④ 使用テキスト

## 『境界線』は自分を守る 相手を守る透明バリア



(ナレーション)

小学校高学年のキースライドです。

「『境界線』は自分を守る、相手を守る透明バリア」という表現で、まずは、自分を大切にすること、そして、相手も大切にすること、について学びます。大人も子どもも、みんなでお互いの間にある「境界線」を意識することで、性に関することに限らず、普段の人間関係からお互いを尊重できる関係性を築くことをねらいとしています。

④ 使用テキスト

## 性暴力とは あなたが望まない・同意のない 性的な行為や発言はすべて性暴力



中学校のキースライドです。

「あなたが望まない・同意のない性的な行為や発言はすべて性暴力」と性暴力の定義を明確に伝えた上で、性暴力の具体例や性暴力が起こる背景を学びます。「性暴力とは何か」を学ぶことで、もし性暴力被害にあったときに被害に気付くこと、そして他者に助けを求める力につながることをねらいとしています。

④ 使用テキスト

## 『性の境界線』をこえるときの確認

### 『性的同意』

…キスやハグなどをするときに、お互いの気持ちを確認すること

- 言葉でお互いの気持ちを確かめ合うこと。
- 相手が求めてきても、応えないといけないものではない
- あなたのからだはあなたのもの。  
自分がどうするかは、自分で決めていい。



高等学校のキースライドです。

「性の境界線」をこえるときの確認、という表現で「性的同意」についての大切なポイントを学びます。「性的同意」を、「言葉でお互いの気持ちを確かめ合うこと」と学ぶことで、性暴力の被害者にも加害者にもならないための考え方や行動につながっていくことをねらいとしています。

④ 使用テキスト

## 大人に相談する

### 誰かに相談することは 自分を守る力になる



全校種共通のキースライドです。

「大人に相談する」「誰かに相談することは自分を守る力になる」「もし性暴力の被害にあったとき、ひとりで抱え込まなくていいこと、誰かに助けを求めていいこと」を権利として学びます。性暴力被害に限らず、普段の生活から、自分にとって安全・安心であるための方法を選んでいいと伝えることで、相談へのハードルを少しでも低くすることをねらいとしています。



## 講義前後に学校において 実施すべき事項



(ナレーション)

クロ

講義実施前後の体制についてです。

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オンライン事前説明会にて実施に当たっての留意事項を確認</li> <li>● 受講児童生徒へのアナウンス・保護者への周知</li> <li>● 配慮すべき児童生徒への対応</li> </ul>
講義実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講中の児童生徒へのフォロー</li> </ul>
講義実施後	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒から相談があった場合の対応</li> </ul>



(ナレーション)

クロ

講義実施前に、オンライン事前説明会にて実施に当たっての確認事項を共有したのち、実施校には、受講する児童・生徒へのアナウンスや保護者への通知、配慮すべき児童・生徒がいる場合は、事前の対応をお願いしています。

講義の実施の際には、受講中の児童生徒へのフォロー、講義実施後に、児童生徒から相談があった場合は、学校における対応をお願いしています。学校と協力しながら、講義を行っています。

6

## 講義に当たって アドバイザーが意識していること



### アドバイザーの基本姿勢

- 性は大切なものであることを、肯定的な言葉で伝えていく。
- 指示的・指導的立場ではなく、学習者の目線に立つ。
- 性暴力の被害者/加害者が既にいることを念頭において話す。
- 防犯意識を高めるための教育に終始しない。
- 性差を決めつけずに話をする。
- 性的マイノリティがいることを想定して発言する。



アドバイザーの基本姿勢は次のとおりです。

- ・性は大切なものであることを、肯定的な言葉で伝えていく。
- ・指示的・指導的立場ではなく、学習者の目線に立つ。
- ・性暴力の被害者/加害者が既にいることを念頭において話す。
- ・防犯意識を高めるための教育に終始しない。
- ・性差を決めつけずに話をする。
- ・性的マイノリティがいることを想定して発言する。

ご視聴、  
ありがとうございました。



ご視聴、ありがとうございました。